

2011年度高校新卒者の就職内定状況（2012年3月末）について（談話）

2012年5月16日

日本高等学校教職員組合（日高教）

書記次長 坪井一憲

1 厚生労働省は5月15日、今春卒業した高校・中学新卒者の就職内定状況（2012年3月末現在）を発表しました。また、文部科学省は、高等学校卒業者の就職状況（2012年3月末現在）に関する調査をとりまとめて公表しました。厚生労働省調査は、学校とハローワークを通じた求職者を対象としているのに対して、文部科学省調査は、家業などを含む就職希望者全員を対象としています。したがって、厚生労働省調査における求職者総数が160,242人に対して、文部科学省調査は184,148人となっています。

文部科学省調査によると、2011年度高校新卒者の内定率は94.8%となっており、内定率は前年同期と比べて1.6ポイント上昇しています。男女別では、男子は96.3%で前年同期に比べ0.8ポイント上昇、女子は92.8%で前年同期から2.2ポイント上昇しました。

厚生労働省調査では、高校新卒者の就職内定率は96.7%と、前年同期比1.5ポイントの上昇です。男女別でも、男子97.6%前年同期比1.1ポイントの上昇、女子95.5%前年同期比2.0ポイントの上昇です。なお、厚生労働省は中学新卒者の就職内定率が56.7%（前年同期比3.0ポイント増）、大学新卒者の就職内定率（4月1日現在暫定値）は93.6%（前年同期比2.6ポイント増）であると発表しています。

2 高校新卒者の内定率が若干でも上昇していることは、就職希望生徒の努力と学校・行政関係者による支援の成果であり、一定の評価をしたいと考えます。しかし、厚生労働省のプレスリリースの「高校生の就職内定率は96.7%。被災三県はすべて上昇」という見出しのように楽観できる状況ではないと考えます。それは、内定率の数値には表れない、次のような問題点があるからです。

第一に、就職を希望する多くの生徒が、就職をあきらめ進路変更を余儀なくされていることです。

厚生労働省調査によれば、2011年度卒業生の場合、7月末の求職者数は18万6,820人、3月末は16万0,242人です。その差2万6,578人が、卒業までに進路を変更したことになります。これは7月末求職者の14.2%にあたります。7月末求職者を母数にして内定率を出すと83.0%なります。就職のきびしさから進路変更を余儀なくされているという実態を、見過ごすわけにはいきません。

第二に、日高教・全国私教連の「2011年度高校生の就職内定実態調査のまとめ」からも明

らかなように、求人状況が単に景気変動で上下するというレベルを超えて、構造的に悪化しているということです。労働者派遣法で正規労働者を非正規労働者に置き換えるという雇用の規制緩和の動きや、公務員の削減と非正規化・民間委託化の進行などが、新規学卒者の採用を大きく抑制し続けています。2009年に32万人の求人が2010年には20万人に激減しましたが、2011年も同じ水準のままです。また、長時間過密労働の蔓延や労働条件の劣悪化で、就職間もない労働者が離職しているのが実態です。高校新卒者は3年以内に40%が離職しています。

労働者の生活や権利が守られず、使い捨てにされる労働環境の悪化と、高校生の就職内定取り消し、面接における違法質問などの就職ルール破壊は密接に結びついていると考えられます。

大企業の雇用破壊の規制、雇用創出と新卒者の就職保障にむけて大企業の社会的責任を果たさせることに加えて、2013年度の国家公務員新規採用抑制方針の撤回などが求められています。

- 3 2013年度卒業生の求人開始が7月1日に迫っています。就職希望者の不安を解消するため、新卒者の就職保障に向けて、以下のような対策を急ぎ講じることを求めます。
 - (1) 2012年3月卒業者の採用内定取り消し、採用繰り下げ、未就職者の実態について、文部科学省と厚生労働省が中心となり、政府の責任で正確に把握すること。
 - (2) 新規採用者の労働条件や離職・再就職の実態を政府の責任で正確に把握すること。
 - (3) 求職者支援法を、就職できなかった高校卒業生の実態に合わせて、職業訓練に必要な期間の生活保障、所得制限の緩和など、抜本的に改善し、訓練終了後の就労支援体制を整備すること。
 - (4) 2013年3月に卒業する高校・大学生の求人確保のため、大企業に対して求人を出すよう、雇用の法的な義務づけも含めて強気に働きかけること。また、「新規学校卒業者の採用に関する指針」を法制化し、就職保障と採用ルールの確立をはかること。
 - (5) 東日本大震災で甚大な被害を受けた岩手・宮城・福島など被災地の高校・大学生の就職を支援する特別措置を引き続き強化すること。
 - (6) 全国的に就職支援員（ジョブサポートティチャー）の増員をはかり、ハローワーク職員の増員とあわせて、求人開拓等の連携をいっそう強化すること。

日高教は、高校・大学生が希望をもって社会に出て行けるよう、若者の就職保障と働くルールの確立に向けて全力で奮闘することを表明します。

以 上。